

令和7年度 新たなグリーン社会の実現に向けたプロモーション・マネジメント業務委託  
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本資料は「令和7年度 新たなグリーン社会の実現に向けたプロモーション・マネジメント業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本資料のほか、横浜市の委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

(3) 件名

令和7年度 新たなグリーン社会の実現に向けたプロモーション・マネジメント業務委託

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 履行場所

委託者が指定する場所（主に横浜市内）

2 業務の背景及び目的

横浜市は、「横浜市中期計画2022～2025」（以下、「中期計画」という。）で「ZERO Carbon Yokohamaの実現」を掲げており、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、2030年度の温室効果ガス削減目標を50%とし、市民や事業者等と連携した取組を進め、脱炭素を通じてさらなる都市の成長へつなげていくとしている。

また、令和6年度脱炭素・GREEN×EXPO推進局運営方針（以下、「運営方針」という。）においても、2030年のハーフカーボン達成、2050年のゼロカーボン実現に向けて、「市民の行動変容」、「事業者の行動変容」、「市役所の率先行動」、「脱炭素イノベーション」の4つの柱をパッケージとして取り組むこととしている。

その一環として、グリーンイノベーションによる持続可能かつ魅力的な新しい社会の実現に向けて、地球にやさしい未来の暮らしをつくる横浜の人や活動を紹介し、賛同者・参画者を増やしながら、新たなグリーン社会の実現を市民や企業・団体と共に推進することを目的としたプロジェクト「地球1個分で暮らそう STYLE100」（以下、「STYLE100」という。）を令和6年12月に立ち上げた。未来につながる取組の発見・発信とともに、新たな暮らしをつくるアクションを創出していくプラットフォームとして、GREEN×EXPO 2027の開催までに100の「STYLE」を発信することを当面、目指し運営している。

2027年に横浜市内で開催されるGREEN×EXPO 2027は、新たなグリーン社会への通過点上

にあり、人々の環境に対する意識・行動変容を促す機会として大変重要なマイルストーンである。令和7年度はその開催を目前に控える重要な年でもあり、STYLE100をはじめとして新たなグリーン社会の実現に向けた人々や社会の機運をより一層、醸成していく必要がある。

本業務は、当該プラットフォームSTYLE100の活用及び充実を中心に、これらの取組を更に広げ、賛同者・参画者を増やしながらか関係人口を増やし、新たなグリーン社会の実現に向けたムーブメントを加速させるための戦略的なプロモーションを実施することを目的とする。

### 【STYLE100について】

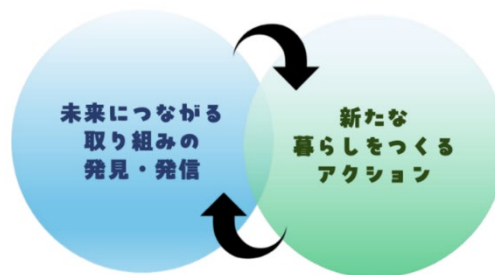
横浜で市民や企業・団体等が既に取り組んでいる地球にやさしい様々な取組や活動、またそれら既存の取組に新たなチャレンジ等も加え発展させたものを「STYLE実践事例」として、取り上げて広く発信・共有する。

また、多様な主体、STYLE関係者（実践者）同士などの幅広いステークホルダーを巻き込み／つなぎながら新たに取り組む（つくる）新規アクションを「新規STYLEアクション」として創出し、それを広く発信・共有する。

共に取り組む仲間を増やしながらか、地球にやさしいライフスタイルをつくり、広げていくことで新たなグリーン社会の実現に向けた機運醸成、ムーブメントを加速させていくことを目指す。

■Webサイト：<https://style100.city.yokohama.lg.jp/>

■Instagram：[https://www.instagram.com/style100\\_yokohama](https://www.instagram.com/style100_yokohama)  
(@style100\_yokohama)



### 3 業務内容

本業務の内容を次の(1)～(7)に示す。

業務の実施にあたっては、市が示す上位構想や関係規則等を踏まえた上で市と協議し、各専門分野の知見を十分に反映しながら進めること。

また、本業務を効果的に進めるために必要な業務・手法について、以下(1)～(7)に示すもののほか任意で提案し、委託者が選定したものについて追加で実施することができる。

#### (1) STYLE100による機運醸成プロモーション

##### ア STYLE100事業の管理・運営

###### (ア) 事業の進捗管理

STYLE100は、GREEN×EXPO 2027の開催までに100のSTYLEを発信することを目指しており、そのためには年間40～50件程度のSTYLEの定期的かつ継続的な発信が必要である。当該STYLE（Webサイト記事、SNSコンテンツ等）の発信計画を含め、令和7年度のSTYLE100事業の運営計画を作成したうえで、進捗管理を行う。当該運営計画は市の施策や事業、事業に関連する社会的な動向や事象等、周辺状況に応じて随時、更新し、適宜、最新かつ最適なアプローチを企画・提案のうえ反映する。

###### (イ) STYLEの継続的な発信及び管理

「STYLE実践事例」や、(2)で後述するシンボリックアクションとして創出する「新規STYLEアクション」も含め、STYLEとして取り上げる案件の検討・提案・選定（庁外からのSTYLE候補案件の募集・選定含む）を行い、STYLEの継続的な供給・創出を実施する。

また、これらSTYLEの取材・記事化に係る各種調整（取材先との連絡・調整、取材当日の対応、記事の執筆・校正、記事のWebサイトやSNSへの投稿）のほか、公開済のSTYLEコンテンツの更新や個別案件の進捗管理等を実施する。

###### (ロ) STYLE100 Webサイト及び各種SNSの運用

現在運用中のWebサイト及びSNS（Instagramアカウント）の管理・運用を行う。掲載コンテンツの充実も企画・検討のうえ実施する。

##### イ STYLE100の広報プロモーション

###### (ア) 既存広報ツールの更新・最新化

令和6年度に制作したイメージ動画やポスター素材等の既存広報ツールについて、委託者と対象を協議のうえ選定したものについて、最新の状況に合わせ適宜、更新を行う。

###### (イ) STYLE100の認知拡大及び参加者増のための広報プロモーションの検討

市の有するオウンドメディア（広報よこはま、市ホームページ、市SNSアカウ

ント等)以外の媒体(新聞、雑誌、テレビ番組等)を活用したメディア露出や、新規広報ツール(例:動画やポスターの活用等)の制作等、STYLE100がより広く世間に認知され、Webサイトの閲覧者数やSNS(Instagram等)のフォロワー数の増に寄与するための効果的な広報プロモーションの具体的な手法を検討し、実施する。

(2) シンボリックアクションの企画・運営

上記STYLE100も含め、新たなグリーン社会の実現に向けたモチベーションを喚起し、関心を高めることに繋げるための、市民・企業・団体・若者等を巻き込んだ新たなグリーン社会推進に向けたセッションイベントや新規STYLEアクション等を、シンボリックアクションとして企画し、運営する。

(3) PR支援業務

STYLE100や上記シンボリックアクション等を通じて、横浜の多様な主体が手を取り合いながら、新たなグリーン社会の実現に向けて共に取り組んでいる姿が幅広いメディア/媒体等を通じて発信されることで、共感・参画意欲の醸成につながるよう、メディアリレーション等の取組を通じたPR支援を行う。

(4) 2027年までの中長期ロードマップの作成

GREEN×EXPO 2027を当面のマイルストーンとして、STYLE100を含めた既存事業の展開、イベント実施等の提案を含めたロードマップを作成する。

(5) 業務実施に係る各種手配、制作等

委託者と協議のうえ、前項までの業務の実施にあたり必要となる各種手配をはじめ、その他、業務の実施にあたり必要となる著名人、有識者、ファシリテーターその他ゲストの手配や、会場や備品、什器、広報ツール等の手配、制作に係る一切を行う。

(6) 打合せ協議

全ての業務を実施するにあたり、内容等について本市関係職員と十分に協議することとし、必要に応じて随時打合せを行う。打合せ後は議事録を作成する。打合せの実施方法等は双方協議のうえ、決定する。

(7) 報告書の作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。報告書のまとめ方については、委託者の指示に従うこととする。また、委託者の指示に従い、報告書の抜粋版についても作成することとする。

なお、作成した原稿やデータ一式(関係資料等を含む)については、Microsoft Office等の汎用的なものとする。

#### 4 成果品

- (1) 報告書：A4判
- (2) 報告書及び打合せで作成した資料の電子データ（CD-R又はDVD-R格納）  
（Microsoft Office等により編集可能なデータも併せて格納すること）
- (3) その他企画検討過程の資料で、委託者が必要と認めるもの

#### 5 支払いの時期

委託料は報告書等成果物を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

#### 6 システムのセキュリティ

本業務において、システムを構築する際は、以下の対応をすること。

- (1) 通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。
- (2) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定すること。
- (3) アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
- (4) 必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- (5) 常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。
- (6) WAF（Web Application Firewall）や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。
- (7) 「個人情報記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」に基づき、操作記録の採取を行うこと。
- (8) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について、確認すること。

#### 7 参考

##### ■上位構想、既往計画等

- 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（平成30年3月）
- 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（令和元年7月）
- 国際園芸博覧会検討会報告書（令和2年2月）
- 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（令和3年3月）
- 2027年国際園芸博覧会基本計画（令和5年1月）

## ■関係規則等

- AIPH規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
- コンペティション規則テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
- 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
- 大阪・関西万博 一般規則、特別規則
- その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則 等

※規則関係の更新に注意すること。

## 8 その他

- (1) 業務の実施に際しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が横浜市の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、横浜市に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。